

愛媛県の林業関係における土地所有者の 調査方法と課題について



愛媛県農林水産部森林局林業政策課 普及指導係

係長 坂本 康宏

木材の使用方法的変化― 昔

- 和室が主体 ― 様々な用途
- 良い木材が高く売れた ― 銘木
- 国産材を、大量に消費 ― 木造が多い

木材の使用方法の変化—現代

- 木材は見えない — 大壁づくり
- 美しさより強度 — 製造物責任法（性能）
- 均一な品を安く

＝性能が安定していればどんな木でもよい。

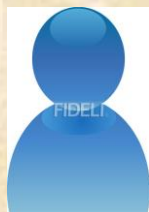
どんな木でもってどういうこと？

集成材

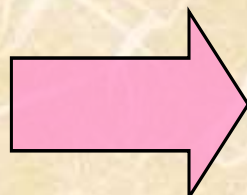
- 小さくして乾燥するので、狂いが少ない。
- 品質が均等
- 大量に揃う
- 銘木は必要ない

大量の木材を、
安定供給することが求められる時代へ

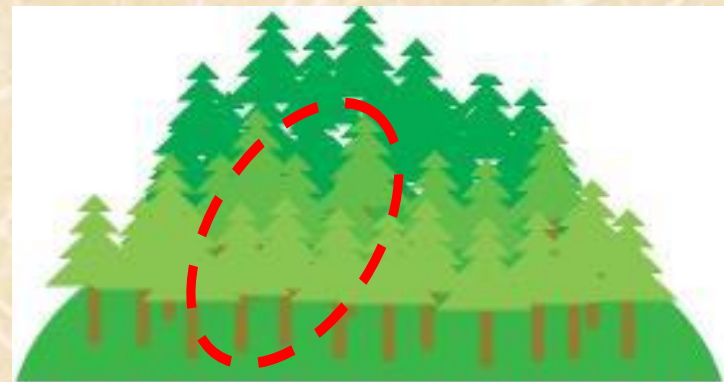
従来の森林施業



林家



森林施業(間伐)



自己所有山林のみの施業(零細)

問題点

- 1 高齢化と後継者不足による担い手の減少。
- 2 零細経営が多く非効率、木材価格の低迷により採算性の悪化。
- 3 計画的な伐採ができず、木材の安定供給につながらない。



複数の所有者の森林を取りまとめ、施業を一括して実施

森林の集約化とそのしくみ



利点

- 1 集団化し素材生産業者に発注することにより、雇用を創出。
- 2 大面積の施業が可能となり作業道・高性能林業機械による効率化。
- 3 計画的な伐採が可能となり、安定供給につながる。

森林所有者調査のツール

森林法

(昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号)

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

森林所有者調査のツール

地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立等に関する事務の
取扱いについて

第3の3

地域森林計画又は国有林森林計画をたてようとするときは、あらかじめ、2
の調査項目に基づき、当該森林計画区又は国有林森林計画の対象とする
森林について、原則として小班を取りまとめの単位として、林況等を取りまと
めた**森林簿**を作成すること。（以下省略）

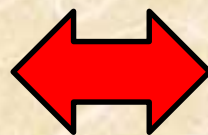
第4の2

地域森林計画及び国有林森林計画の樹立は、計画書、**森林計画図**その他
必要な図面を作成してすること。

森林所有者調査のツール

森林簿

所有者情報の
入った台帳



リンク

森林計画図

森林区域の
入った図面

森林簿と森林計画図の特徴

- 1 県は、民有林についてすべて作成している。
- 2 樹種の境目を調査し、未国調の地域まで境界を記入。
- 3 所有者・面積・樹種・樹齢・地位などデータは多岐におよぶ。
- 4 あくまで、資源調査に過ぎない(正確性に問題アリ！)。
- 5 森林の現況を調査した唯一の台帳。

森林簿を提供できる場合（愛媛県）

- 1 森林所有者が、自分の森林を申請してきた場合。
- 2 国、及び地方公共団体が申請してきた場合。
- 3 森林経営計画を作成するために、森林所有者に委任状を受けた者が申請してきた場合。
- 4 その他、管理者が特に必要と認めた場合。

市町村には貸し出し可能

（管理基準の作成を義務づけ）

森林簿の問題

- 1 5年に1度の更新。
- 2 もともと、資源調査のための資料(正確性)。
- 3 精度の問題(調査には空中写真を使用している)。
- 4 森林の現況示す唯一台帳にも関わらず
所有者や境界を確定する資料ではない。
(問題になることも・・・)

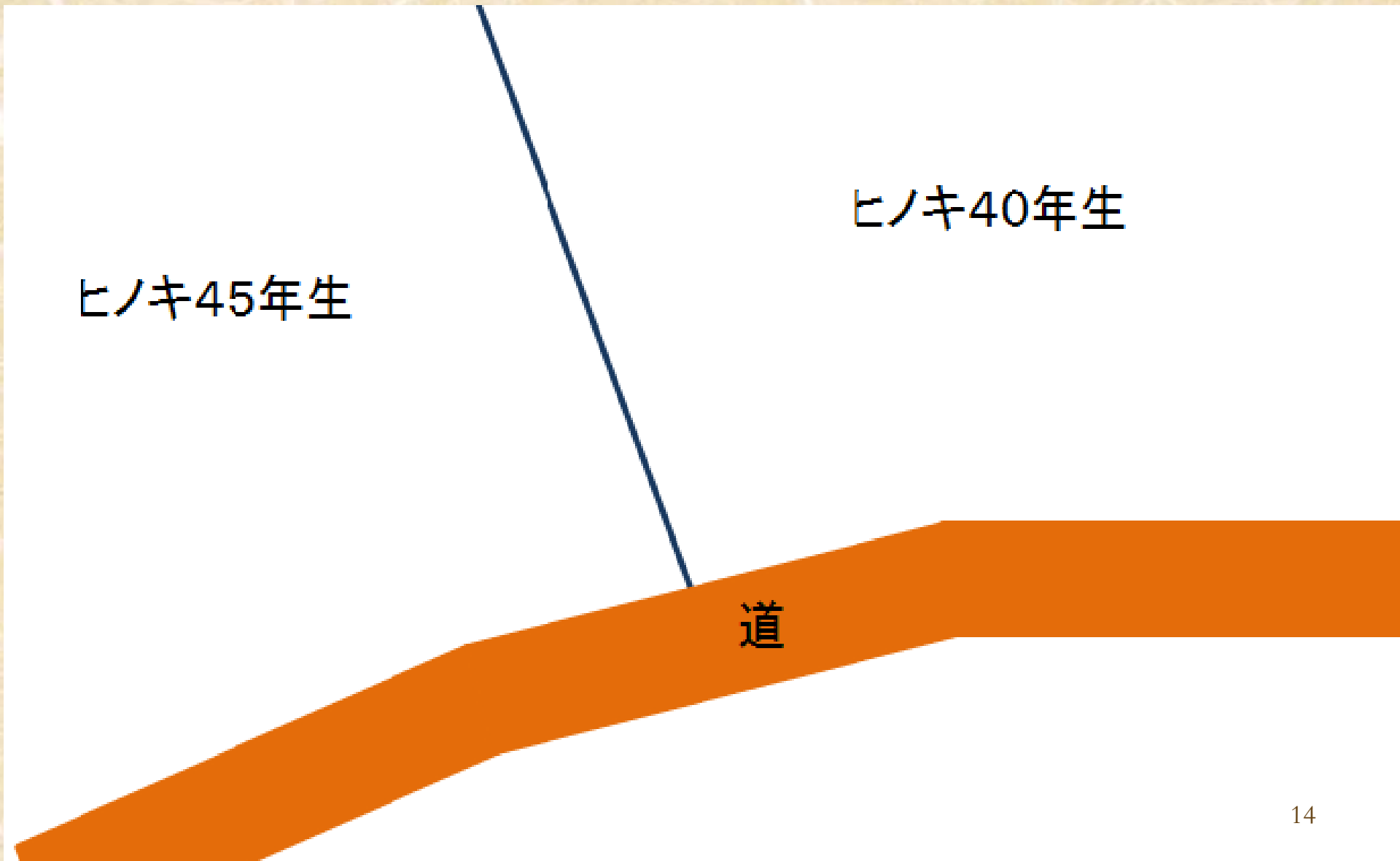
所有者が分かっても境界という問題がある。

土地の境界＝作物の境界

ヒノキ45年生

ヒノキ40年生

道





平成25年度 総括
森林再生調査事業
照 候
西条市城川町下田1593
事業主体 株式会社エスエ

土地の境界＝作物の境界

他樹種を植栽



ヒノキ40年生

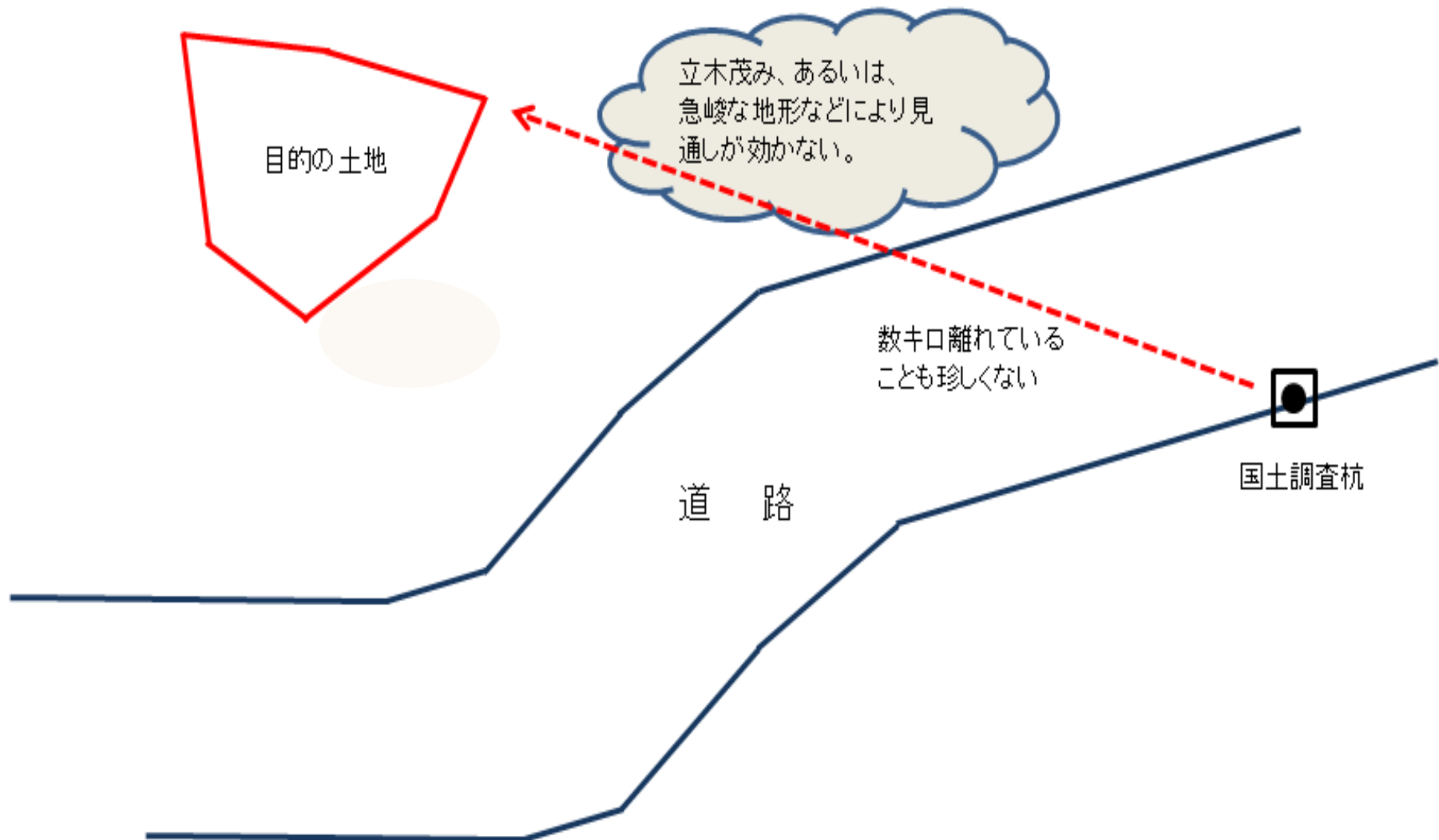
ヒノキ45年生

他樹種を植栽



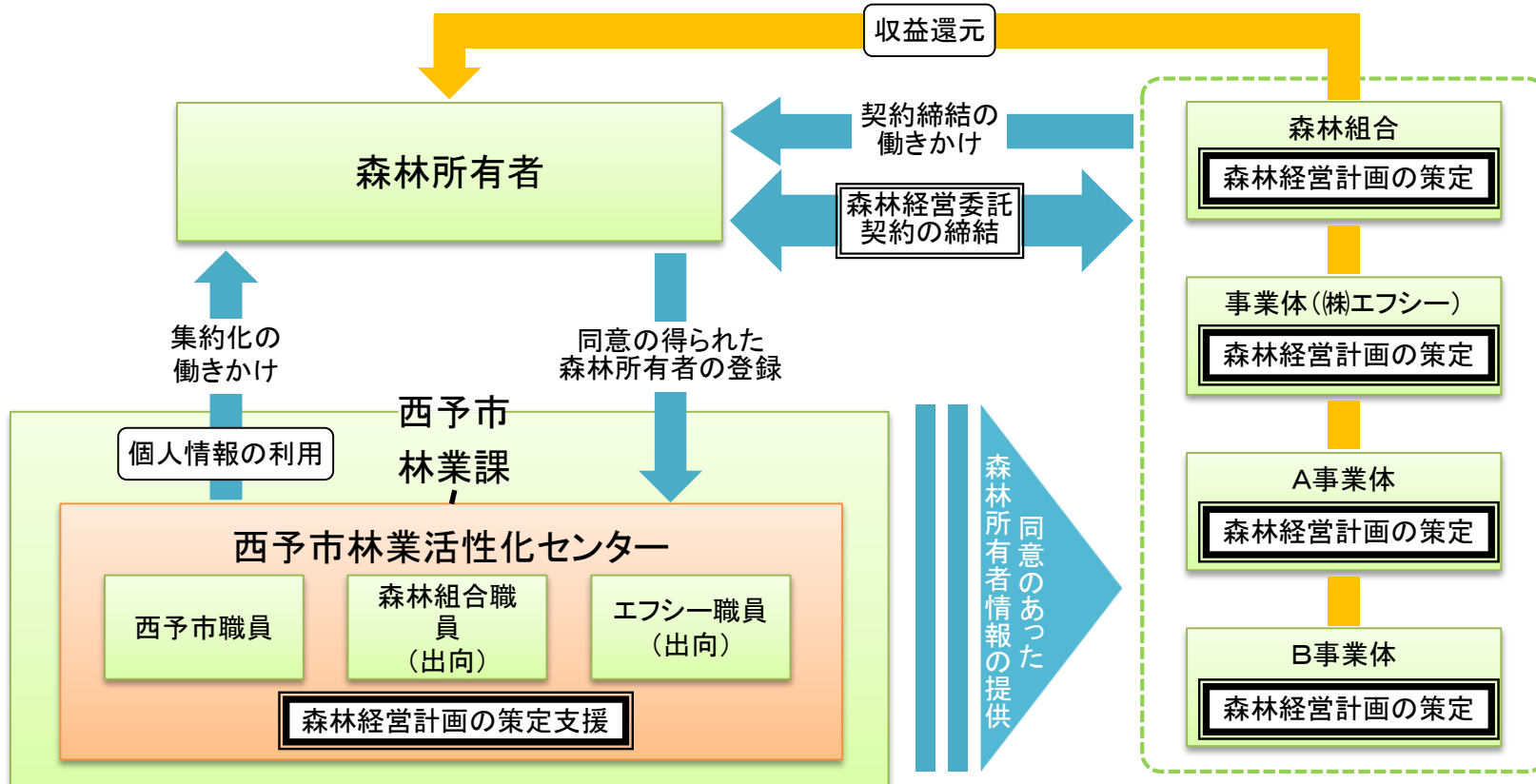
道

土地の境界＝国調済であっても・・・



西予市林業活性化プロジェクト

- ・市役所(支所:森林組合に隣接)に設置した組織(西予市林業活性化センター)で、森林経営計画の樹立を推進。
- ・個人情報の取り扱いが可能な同センターが、森林所有者への働きかけを実施。林業事業体への個人情報の提供を含めて同意の得られた森林所有者を登録し、林業事業体へ提供。
- ・当該情報を活用し、団地の設定、森林経営委託契約の締結、森林経営計画の作成、施業を実施するのは林業事業体。



ポイント

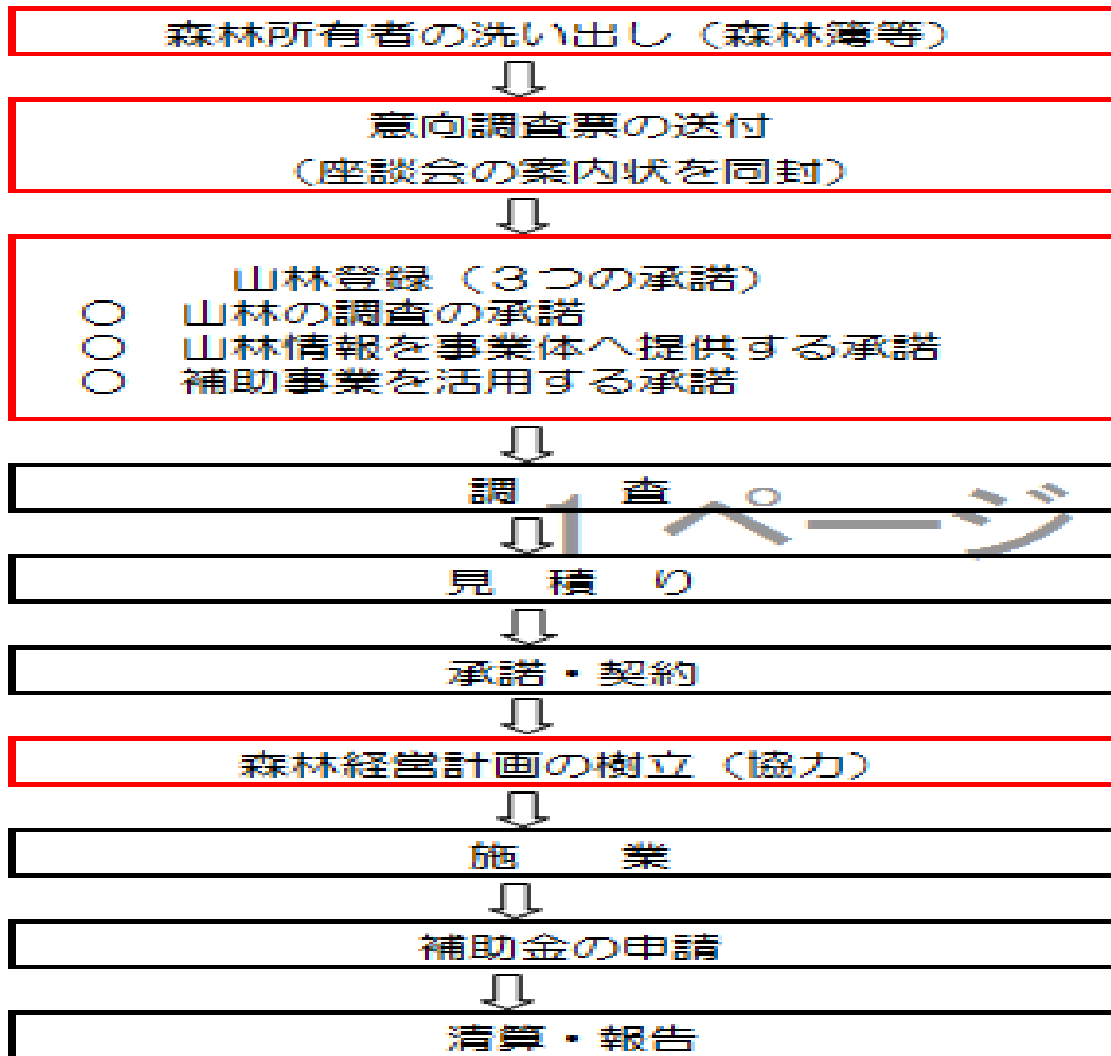
- ・公的機関の実施による信頼性の向上
- ・市の持つ情報による事業推進。

經費

- ・センターの運営事務費は西予市が負担。
- ・林業事業体の出向職員の人件費は派遣元が負担。

区分	担当
働きかけ	市町村
森林経営委託契約の締結 森林経営計画の策定	林業事業 体 ¹⁸

活性化センター(市)の業務と集約化の流れ



活性化センターが行う業務

①市が主体



- 市長名で呼びかけができる（地区住民の信頼）。
- 県の所有する森林簿の貸出しが容易
（公務員の守秘義務）。
- ただし、森林所有者の承諾がなければ、
個人情報を外に出せない。

②山林登録と3つの承諾



- (1) 森林情報の収集及び境界等の確認を行うために山林の所有者情報を事業体へ提供すること。
- (2) (1)により情報を受けた事業体が、森林経営計画の策定をすること。そのために所有山林に立ち入り、境界確認及び立木調査を行うこと
- (3) (2)により間伐等の森林整備が必要であるとみなした場合、補助事業を活用した施業の提案等をおこなうこと

地区座談会のようす



③山林登録後の森林は.....



- 森林組合や事業体に所有者情報として提供が可能。
- 提供後、森林の境界や木の状態を調査。
- 登録後、森林管理委託契約を行い、
およそ5年で更新する。

事業体が独自のデータベースを構築していく

森林所有者情報についての提言



- 土地課税台帳の(所有者情報すべてを)活用できるとなお、精度の高い調査ができる可能性がある。
- 土地課税台帳の税金に関する情報は不必要。
(個人情報レベルを分割できないか)
- 国土調査ができていたとしても、境界の確定には、一定の手間がかかる。
- 地元の境界データ、所有者データは時々刻々と毀損している。
- 市町村の協力による民間(森林組合等)主導の所有者情報のデータベース化が重要。